

文教福祉委員会

平成27年12月11日（金）
午前9時01分～午後1時40分
議会第2会議室

【出席委員】重松 徹委員長、松永憲明副委員長、永渕史孝委員、村岡 卓委員、
高柳茂樹委員、山口弘展委員、白倉和子委員、江頭弘美委員、
福井章司委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】山下明子議員

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島正明教育長、西川副教育長兼こども教育部長、江副社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○重松委員長

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

なお、お諮りいたしたいと思っておりますけれども、マスクミのほうから撮影の申し入れが
しておりますけれども、いかが取り扱いますでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、許可したいと思います。

それでは、文教福祉委員会を開会いたします。

このメンバーで初めての委員会でございますので、委員の皆様、また、執行部の皆様、
どうぞよろしく願いいたしておきます。

それではまず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に本委員会の審査日程案を提出いたしておりますけれども、この審査日程案のと
お進めたいと思っておりますけれども、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出
いただきたいと思っております。

それでは、日程に基づき、付託議案の審査を行いますので、こども教育部以外の職員は
退席いただいて結構でございます。

◎関係職員以外退席

○重松委員長

それでは、議案審査に入ります。

まず、第103号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第103号議案 平成27年度佐賀市一般会計補正予算（第4号）中、第1条（第1表）歳出第3款関係分、第10款関係分、第3条（第3表）母子生活支援施設整備支援事業費補助金 説明

○重松委員長

ただいま執行部より第103号議案の説明がありましたけども、この案件について委員の皆さんから何か御質疑等あればお受けしたいと思いますけども、御質疑等ございませんでしょうか。挙手をお願いいたします。

○村岡委員

確認なんですけども、今現在入居されている方が施設内で転居を行って、その部分から解体をするという手はずになるんですかね。世帯数に対して居室は十分かと思うんですけども、定員世帯数の単純に半分とかそういう数だと動きがどうなのかなと思って。今住まれている方の動きというか、そういうのを説明していただけますか。

○久我こども家庭課長

現在の入居者でございますが、解体にあわせまして現在の計画では、北棟、南棟の2棟に分かれておりますので、どちらかの棟に移っていただいて、片方を壊したところに建てて、完成した後にそちらに移っていただいて、残りを解体するという手順で考えておりますけれども、そこは設置運営法人がどう考えられるかというところで、協議をしながら入居者に不利がないように進めていきたいと考えております。

○村岡委員

今答弁いただきましたので、入居者の方に配慮した形でしっかり対応していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○白倉委員

これもちょっと確認したいんですけども、今回改築に当たって民設民営という形という事で説明を受けました。

それで、今後、質の充実とかも問われるときに、いただいた資料の裏面にあります、例えば、保育士とか心理療法士とか個別対応職員の追加とか、その辺の人的な配置というのは、指定管理を受けたところ、民がするんですか。佐賀市が何らかの形で人的にはかかわっていくんでしょうか。

○久我こども家庭課長

人的配置におきましては設置運営法人のほうに全てしていただいて、それに基づいた措置費という形で佐賀市はその法人に支払うという形になります。

○白倉委員

そうしましたら、その部分の追加の人件費については100%佐賀市が措置費として出すというふうに理解していいわけですか。

従来からの分に——従来、今までしていた公設民営の部分ですね——に合わせて充実した職員体制という部分において、その辺の人件費関係ですね、それが佐賀市と民設の民との間で、もちろんこれから募集をかけていくわけですから、その辺の状況なんかも入ってくると思うんですよ。その辺はどうなっているんですかという質問でございます。

○こども家庭課職員

ここに上げております保育士、それから心理療法士、個別対応職員といったこの職員に対する措置費のメニューというのがございまして、要するに心理療法職員を配置するんだったらこれだけの加算がつくというのが国のメニューとしてございます。

それにのっかって、基本的にはその2分の1を国、4分の1が県、4分の1が市という形で負担する形になりますので、ここで配置する職員に対してその分の加算というのはつく形になります。

○山口委員

先ほどの御説明の中で、基本的には民設民営が好ましいとは思いますが、適当な法人が見つからなかった場合は公設というようなお話がちょっと聞こえたんですけども、もう一度その部分を説明していただけますか。

○久我こども家庭課長

法人のほうに公募という形で提案を受けるわけですが、やはりこちらが考えている理想の運営形態というのもございますので、どうしてもそれに見合わないような提案しかなかった場合は、こちらが目指すものに近い形で公設——市のほうで立て直して、こちらの理想を伝えながらまた指定管理等の公募をしていかざるを得ないのかなというところがございます。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○江頭委員

これが民設民営になったとしますね。そして、その後、ここに平成30年3月議会予算議案に補助金——国に準じた補助金だけで、市が持ち出す一般財源というのとはどのようになるんですか、民設民営になった場合。法的に国からいろんな補助金がつくと思うんですけど、佐賀市の一般財源の持ち出しというのはあるんですか。

○久我こども家庭課長

国の補助金のメニューがその事業費の2分の1というふうに基準で決まっておりますので、それに対しまして佐賀市のほうが国が出した補助金の2分の1を出すという形になっております。

それと、解体費用につきましては、本来佐賀市のほうがもともと改築をしなければならないということで、基本的には全額、こちらのほうが補助すべきではないかという考えに

基づいて算出をしているところでございます。

○こども家庭課職員

つけ加えまして、建設に関する話と、その後の運営についての部分のそれぞれの市の負担という2つの話があると思うんですが、その建設についての市の負担に関しては今課長が説明したとおりです。

それで、その後の運営に関する市の負担についてなんですが、先ほどから措置費という言葉が出ていますが、入居させた市、福祉事務所が入れたところで終わりというわけではなくて、その方の支援を続けていくことになりますので、それについても、国の定めた負担割合——国2分の1、県4分の1、市4分の1という負担割合がありますので、それで負担が続くことにはなりません。

○白倉委員

結果、民設民営で落ちついたときに、そのあとですね、例えばその運営が実際にどうなされているかとか、プライバシーはどうなのかとか、そういった意味でのチェック体制と言ったらちょっと言い方が悪いかもしれませんが、佐賀市とのかかわりというのはどういうふうにお考えになっておられるのでしょうか。

○久我こども家庭課長

説明の中でも申し上げましたように、土地については無償で貸し付けを予定しております。期間につきましては5年程度を考えておまして、その更新の際とかに法人のほうからの運営状況を確認しながら、契約の更新とかを検討する場を設けたり、あと第三者評価と申しまして、社会福祉法人のほうで第三者評価を受ける際の評価の結果等を見ながら、また、運営の協議をさせていただくと。

あと、措置をするに当たりまして、運営状況とかを確認しながら、佐賀市のほうも運営法人と運営の内容についても確認しながら措置をさせていただくということで協議をする場は随時設けていきたいというふうに考えております。

○高柳委員

こども教育部の資料1の裏面のほうです。

平成27年度利用定員数を比較し、少ないほうを積み上げて積算したと。少ないほうを見てということは、11月の補正がこのくらいかかるであろうというもとの考えというか、こういう想定があるだろうなという思いの中でこういうふうなことをされたんですか、少ないほうでということ。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

国のほうで定員を超える受け入れをどうするのかというのが、一旦定員までという考えも示されておりましたので、そこはちょっとどうなるのかわからないというところで、国の最終的に示された分で補正もあり得るかなというところは想定はしておりました。

○山口委員

先ほどの措置費の件なんですけれども、質の改善後の単価でこれだけの補正が上がってきているわけなんですけど、実際その現場でお仕事をされる保育士といましようか、そういった方々への反映というものは大体どの程度になるのか。あらかたわかる範囲で結構ですから、いかがでしょうか。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

保育園の常勤保育士の方で見ますと、1人当たりの改善額として、月額、最高で約1万6,000円弱、それから、最低で5,000円ほど、ざっと見ると7,000円から1万円ちょっとぐらいの額の改善というふうになっております。

○福井委員

ちょっと記憶が十分ではないんですけど、例の高木園の問題なんですけど、過去においてはこの施設の性格上、いわゆるDVなんかのシェルター的な役割というのがありましたよね。この機能的なものは今後も存続するという考え方でいいんですか。

○久我こども家庭課長

母子生活支援施設の目的に、女性の保護というのはございますので、そこは新しい施設においても継続して行うようにということで考えております。そういった意味で宿直体制を整えなければならないという考えで整備をする予定でおります。

○福井委員

この問題というのは、やはり一つのきちんとした対応を、今後ともきちんとしておいていただきたい。

時代の流れとはいえ、これらの問題というのは依然継続しておりますので、その辺は配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、これで質疑を終結いたしたいと思ひます。

以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いたします。

こども教育部の職員は退席いたひて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部入れかわり

○重松委員長

それでは、続きまして社会教育部の議案審査に入りたいと思ひます。

なお、お手元に社会教育部9と10、これは追加資料なんですけども、事前に正副委員長で協議しまして、議案審査に必要な資料ということで皆さん方に渡してありますので、よろしくお願ひしておきます。

それでは、審査に入ります。

まず、第112号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願ひいたします。

◎第112号議案 佐賀市公民館条例及び佐賀市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 説明

○重松委員長

ただいま社会教育部より第112号議案の説明がございましたけども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思います。

○江頭委員

コミュニティセンターを建てる時も国庫補助とかいろいろあったと思うんですね。そういう目的に合ったコミュニティセンターの建設において、その補助金が公民館などとは違うということコミュニティセンター建設のときに何か説明を受けたみたいなんです。どうして公民館にしないんですかと。当時、コミュニティセンターの建設のときに、これは公民館ですと。例えば大和の問題のとき、川上のときやったかな、そういう質問をしたときに、建設補助金が違うからコミュニティセンターじゃないといけないんですよというような説明を受けた記憶があるんですよ。そういうことは今回はクリアできているのか。何かその辺の支障はなかったんですか、このコミュニティセンターを公民館に切りかえることにおいてですよ。いろんな補助金でもって建設されたと思うんですけど、その辺の説明をお願いしたい。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

コミュニティセンターについて、整備は大和のほうで行っております。川上コミュニティセンター、春日コミュニティセンター、春日北コミュニティセンターの整備を行っております。

コミュニティセンター整備の財源につきましては、基本的に合併特例債を使用しております。起債のほうで。あと補助金が入っている分につきましては、県の森林整備加速の整備補助金でございまして、その分につきましては、県産材、市産材の木材の使用量によって規定があって、今回変更することによって、補助金等に関する問題はないと考えております。

○白倉委員

11ページの一覧表、別紙2がついているんですけども、公民館ということで整備された後のこともちょっと考えないといけないと私は思っているんですが、例えば、幾つかある中で心配なのが東与賀公民館と東与賀農村環境改善センター、久保田の場合もそうですよね。実質上、農村環境改善センターが公民館として今利用されているわけです。

ところが、ここで今、公民館として整理した場合に、どちらも老朽化しているんですよ、バリアフリーもできてなくてですね。いずれ近い将来、建てかえという問題が起こってくるんですが、そのときに従来議論してきたように、公民館の規則にのっとって床面積とか、そういうのも含めて、それで整備されてしまったら、ここはどっちも中学校区としては1つですので、とてもあとは使えないだろうなと私は思うんですね。

そういったところはどういうふうなお考えのもとで整備されるのでしょうか。もう近い将来この問題が起こってくると思うんですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

東与賀と久保田の公民館の整備につきましては、先ほど申しましたように、公民館機能としての整備ということで考えております。

実際、農村環境改善センターを公民館として活用を行っております。

この整備方針を出した後に平成27年度からの第2次の公民館整備計画を策定しております。この中で、東与賀、久保田につきましては、農村環境改善センターの大規模改修を行って、公民館としての整備を図っていきたいと考えて、計画の中に上げているところでございます。

例えば、バリアフリーを行ったり、あるいはエレベーターを設置するとかいうところを含めた大規模改修ということで、計画では策定をしております。

ただ、これにつきましては、地元との調整関係もございますので、改築を含めて、今再検討しているところでございます。もし、新しく改築をするということになりますと、整備計画に基づきまして人口規模等に基づく床面積での設置になると思っております。

○白倉委員

そしたら、今後議論がなされるんですが、ざっくりしたこととして理解したいのが、今までの使い勝手よりかは不自由にならないというふうに理解していいんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

面積的には、今現在の公民館の整備計画上の規定で参りますと、人口規模に応じて規定をしておりますので、狭くなると思います。新築をすれば。

○白倉委員

しかしながら、ほかに公民館がございませんので、久保田も東与賀もですね。ほかにかかる施設があるとしても、公民館として社会教育的に使われているのは。

その辺のところも、今の公民館の要綱に基づいたら今使っている農村環境改善センターより狭くはなるけれども、地元の方や建設検討委員会の中で十分な話し合いとか議論ができるというふうに理解しとっていいですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

公民館の建設につきましては、基準を定めております。

ただ、その中で、地元との協議、建設検討委員会を設置しまして、会議室の大きさ、配置等々については、事前に検討しながら設計をしていくこととしております。

○白倉委員

そしたら、基本的には佐賀市の公民館を建てかえた場合、例えば東与賀なら東与賀の人口——今約7,000人ぐらいですかね——それで割り出して、当てはめると、基本的には。そういうお考えなんですね。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

整備計画に基づきますと、そういう形になります。

○高柳委員

社会教育部1の資料の佐賀市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正の中で、川副町の区域にある公民館長の方の月額が上がるということで、ほかの公民館長の方との運用が何か今まで違っていたんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

非常勤の特別職として公募をして採用をしております。その際、川副町の3館につきましては勤務形態が違います。時間的に月曜から金曜のローテーション勤務ということで、週30時間という形で整理をしています。

旧佐賀市の公民館につきましては非常勤特別職ということで、勤務条件については時間等の規定はございません。

○高柳委員

となると、この方がやめられたら、今度は公募になるんですかね。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

今回の整理に伴いまして、現在の館長については公募をしておりますので、そのままの形態での雇用という形になります。

ただ、勤務形態の分について、旧佐賀市の公民館と同じ形態になりますので、そこでの見直し、条件の変更ということで整理をさせていただきたいと考えております。

○江頭委員

大和と富士の生涯学習センターまで含めた公民館ということで、2カ所ありますよね。これは、公平性の観点から、私はどう考えても生涯学習センターまで含めるというのは…。1つの公民館の整備計画を示された中で、何か公平性という問題からいうと違うんじゃないかなと思うんですけど、その考え方というのを具体的に示してほしいんですけど。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

確かに大和と富士の生涯学習センターは、施設の規模としては大きくなります。現在も大和生涯学習センターと富士の生涯学習センターは公民館と同じような活用をしておりますので、今回の公民館整備計画につきましては、地域コミュニティの全市的な推進ということで、検討委員会からの提言等もございまして、その活動拠点を公民館という方針を定めております。

それをコミュニティの推進地域ごとに整備をしていきたいということで、この公民館をその地域ごとに1カ所整備をしたい。そのときに、今現在の公民館的活動を行っている同じような既存施設、この既存施設を活用していきたいということで整理をしたところでございます。

○江頭委員

そうすると、生涯学習センターを建設するときの説明と全然違いますよね。

富士の生涯学習センターは、富士校区全体でいろんな校区の方々のため——それは大和も同じなんでしょうけど、そういう考えで私たちに説明をしながら生涯学習センターの建設に向かったんですよね。

春日地区の生涯学習センターをここに入れちゃうと、富士もそうですけど、その地域のコミュニティにしか聞こえないんですよ、今の説明だと。校区全体のコミュニティづくりに寄与するために生涯学習センターってあるもんだということで……。僕は地区の皆さん方がこのことに対していろんな議論があるのかないかわかんないですけどね、例えばですよ、春日北だとか、川上の人たちは、春日はいいよね、あれだけの生涯学習センターをそのまま公民館として利用できてというような考え方にならないのかなと、そういう声が出ないのかなと。

生涯学習センターを今回の公民館に入れるということに、今の説明だと何か私は腑に落ちないところがあるんですけどね。生涯学習センター建設のときにあれだけ校区の拠点、要するに合併した後の拠点づくりだ、校区全体の生涯学習のいろんなコミュニティの場ですよという話をした割には、今回、公民館にそれを入れちゃうというのは、何となく違うような感じなんですけど、どうなんでしょうか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

今回整理する考え方としては、地域コミュニティの推進地域に一つの拠点という考え方をしています。

富士の生涯学習センターにつきましても、富士の校区ごとではなくて富士に一つの拠点という形で考えておまして、ここを公民館として、全体的に富士の拠点として活用をしていただきたいということで考えております。

大和につきましては、それぞれ校区ごとにコミュニティセンターをつくってきて、そこを公民館として位置づけを変更します。大和の生涯学習センターは、確かに規模的には大きいところがございます。これは大和全体としての活用が公民館になったからできないということはないと考えておりますので、運用の中で検討ができるんじゃないかということで整理をさせていただいております。

○江頭委員

この生涯学習センターでどれだけの事業があっていたかわかりませんが、貸し館業務は公民館であるからできないということになりますよね。

僕は営利目的であろうが、地域全体の生涯学習センターということから考えれば、それは地域の皆さん方に一つの催し物というものが、いろんな部分で文化的なものとか、そういう寄与できる部分があると思うんですよね。それが公民館になったらできないということに対して、今までの実績がどうだったか僕も全然わかんないでこんな発言をしているんですけど、それはどういうふうに見えるんですか。

今まで、大和と富士の生涯学習センターで、何かこう地域のためになった催しは今までなかったんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

先ほどおっしゃいましたように、生涯学習センターについては、営利目的の事業については有料での貸し出しが可能となっております。公民館は、営利目的の使用については貸し出しが社会教育法上できなくなっております。

現在、大和のほうの生涯学習センターの利用状況等を調べましたところ、医療メーカーとか、ほかの企業の会議とか、研修とかの使用に有料でお貸しをしております。

富士のほうにつきましても、企業関係の会議、研修等の貸し出しが多くなっております。この分につきましては、企業の会議、研修でございます。内容等を精査して、これが企業の営利につながる場合は公民館では貸し出しはできませんが、地域の活性化等々につながるという判断ができれば、公民館でも貸し出しは可能であろうと考えているところでございます。以上です。

○白倉委員

今の説明に関連してですけれども、その判断をするのはどこがするんですか。その御当地の公民館がするんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

公民館の貸し館業務については、やはりいろいろと判断に迷うところがございます。これにつきましては、管理運営を所管しております協働推進課のほうでマニュアルをつくっております。

現在、このマニュアルについては、旧市の19公民館では徹底をされているところですけど、旧町村については若干曖昧なところがございますので、これについては、マニュアルを再整備して、全市的な公民館の中で整理をしていきたいということで考えております。

○白倉委員

ですからね、例えば、ある意味ちょっと営利的な部分があってもですね、ここのこの部分については使っていないんだとかその辺の判断というのは……。ここではいいけど、ここではいかんというのが、私は一番いかんと思うんですよ。ですから、それはどこが最終的に判断するんですか。極端に言えば、館長に委ねるのか、こちらのほうに問い合わせがあって判断するのか、そこをお尋ねしたいと思います。

例えば、富士生涯学習センターは、入り口から図書館が一緒になっていますので、何かの講演会があったときに書籍が同時に売られるということを私もよく経験しているんですね。そういったことならいいのかもしれないけど、どこがどう判断するのかということをお尋ねしたいと思います。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にはマニュアルに沿って館長のほうで判断しますが、最終的には、市のほうの判

断になると思います。

市のほうで判断ができないようなときには、県のほうに確認をして最終判断を行うということになると思います。

○村岡委員

現在、コミュニティセンター、生涯学習センターで使われている名称まで公民館というふうになるかと思うんですけども、御存じかと思いますが、大和ですと、今、生涯学習センターと言いますし、コミュニティセンターも入っています。あそこはウェルネス大和という名称のほうに浸透しているかなど。富士は富士でフォレストアふじですよ。愛称とおっしゃいましたが、これはどうしても表記問題も出てくると思いますし、先ほど、大和、富士は比較的施設も大きい関係で、いろんな形の講演会が開かれたり、そこに集ってこられる方も多いので、自分で調べて行くといったときに、名称で検索してそこに行くという方もいると思うんですけど、名称が混在すると非常にわかりづらい点があるかと思うんですけど、この名称に関してはどのように考えていらっしゃいますか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

今回、公民館として全市的に整理しますので、基本的には公民館という格好になります。例えば、大和ですと春日公民館、富士は富士公民館。

ただ、ここについては、それぞれウェルネス大和とフォレストアふじというものがございます。これは、愛称ということで定めていると考えておりますので、今後もこの愛称については、併記して使っていくことで整理をしていきたいと考えております。

○村岡委員

併記ということなんですけども、それは建物自体に併記されるということですか。

というのも、ウェルネス大和の場合ですと、駐車場の入り口のところにコミュニティセンターという看板が出ていて、建物はまた別で、そこに書いてあるわけではないんですけど、その表記の仕方、看板の出し方というのはどのようになるんでしょうか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

今回、この整備に伴いまして、準備経費を補正予算のほうでお願いしています。この中で看板の整備を行うこととしています。この中では、建物の表記あるいは誘導看板についての整備をする予定でございます。その看板の中にもウェルネス大和とか、フォレストアふじというのは残していきたいと考えているところです。

○村岡委員

別ですけれども、今回、公民館の職員体制で、館長と職員2人の3人体制を目指すということで書かれています。

ちょっと状況がわからないですけど、今現在、この3人体制で足りていない施設が幾つあるのか、それとそれに対する補充はどういう形でその職員不足のところを充足させていかれるのか、お示してください。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

現在、この3人体制になっていない施設ということによろしいでしょうか。

まず、川副のほうの公民館で大詔間公民館が、館長1名、嘱託職員1名で2名体制です。あと、2名体制のところは、春日北のコミュニティセンターと春日コミュニティセンター、他の施設につきましては、支所の出張所の教育課が兼務をしております。ここの中で、それぞれ生涯学習の係長、あるいは担当のほうで整理をしておりますので、ここは併任という格好でいろんな業務を持った中で動いておりますので、確実に3名なのか、2名なのかということではできておりません。

これは今後、公民館等を整備する中で、基本的にそれぞれの主体性を持たせるため、館長1名、職員2名ということで整理を行いたいということで考えております。

○村岡委員

今足りていないとおっしゃっていた3カ所の職員をふやすのはどういう流れでされますか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

館長は先ほど申しましたように公募を図っていきたいと考えています。それと、職員につきましては、支所の再編の中で旧町村の公民館には常勤職員を配置するという事になっております。その分であと1名の職員が不足するかと思います。

これにつきましては、現在、旧佐賀市におります公民館専門主事、この辺を含めた中で、職員等々の配置を今現在調整を行っているところでございます。

○福井委員

本庁・支所の特別委員会があった中で、支所の人員が最低何名ということで示されたんですけど、今言われる補充の分は、そこから引くようなことになるわけじゃないですね。

要するに、そうするとマックスの中からまた引いていかないといかんと。支所の職員の数も全体で相当下がっていくということになりますから、その辺はどんなふうな考えをされてあるのか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

支所の再編につきましては、支所の職員数というのは公民館の職員も含めて今現在何人ということでお示しをさせていただいていると思いますので、公民館の職員1名というのはもう入っていると思います。

残り1名分をどうするかということでの御質問だったと思います。

これにつきましては、現時点でまだ調整は確実にできておりませんが、旧佐賀市の公民館の専門主事のほうの配置を現在考えておまして、旧町村の支所の職員数の増減には関係ないということで考えているところです。

○福井委員

関係ないということは、要するにあの時点で議論があった内容からは、まさにノーカウ

ントであって、例えば、全部で140なら140となった場合は、今言われる旧市から入る分については、全然関係ないということですね。そういうふうに考えていいわけですね。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

現在、特別委員会のほうにお示ししています旧町村の職員数については変更はございません。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、これで質疑を終結いたしたいと思います。

以上で第112号議案の審査を終わります。

次に、第124号議案から第127号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第124号議案 佐賀市立富士南部コミュニティセンターの指定管理者の指定について 説明

◎第125号議案 佐賀市立富士北部コミュニティセンターの指定管理者の指定について 説明

◎第126号議案 佐賀市星空学習館の指定管理者の指定について 説明

◎第127号議案 佐賀市民運動広場等の指定管理者の指定について 説明

○重松委員長

ただいま執行部より第124号議案から第127号議案の説明がございましたけども、この議案について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけども、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

この件については質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で第124号から第127号議案の審査を終わります。

次に、第128号及び第129号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第128号議案 佐賀市文化会館の指定管理者の指定について 説明

◎第129号議案 佐賀市立東与賀文化ホールの指定管理者の指定について 説明

○重松委員長

ただいま文化振興課より第128号と第129号議案の説明がございましたけども、この案件につきまして、委員の皆様から何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っております。

○永渕委員

第129号議案に関してちょっとお聞きをしたいんですけども、まず、先日の議案質疑の最後の質問でも出ておりましたけれども、文化振興財団自体がこれに関しての見積もり

みたいなものをつくったという話が議案質疑から出たりもしていましたが、これは事実なんですか、確認したいんですけども。

○宮崎文化振興課長

はい、それは間違いありません。文化振興財団のほうからも見積もりをいただいております。

○永渕委員

その金額を教えてくださいですか。

○宮崎文化振興課長

トータルの金額でよろしいですか。

指定管理料の額としては、4,409万5,000円です。

端数まで言ったほうがよろしいですか。44,095,520です。

○永渕委員

この見積もりはちょっと置いといて、今回の決定金額を再度ちょっと口頭で教えてもらっていいですか。

○宮崎文化振興課長

決定金額といいますのは、上限額のことでしょうか。財団が提出した額ということでございますね。41,834,539です。社会教育部8の資料の2ページの一番下の差し引きというところですね。この金額でございます。

○永渕委員

ちょっと確認したかったんですけども、こういうことをするに当たって、コンペに—コンペと言っていいのかあれですけど、参加をする団体から見積もりをとるようなことというのは通常行われるんでしょうか。

○宮崎文化振興課長

それは、例えば工事の入札とか、そういう場合も参考見積もりとしてとるということは当然あると思っております。

○永渕委員

今回、前の団体の管理から考えても2,000万円近く違いますよね。やっぱりこれがですね、舞台装置の件と自主文化事業の件という2つが先ほども御説明の中であったわけですね。こういうことがあるから金額を上げる必要があったというお話ではあったと思うんですけど、文化財団がされている自主文化事業というのは、大体お幾らぐらいでこの積算の中では見てとれると考えていいですかね。どこの部分ですか。

○宮崎文化振興課長

今回の応募に関してということ言えば、この社会教育部8の資料の2ページの中に需用費というところの下から3つ目、自主事業費69万3,000円というのがあります。この額になります。支出ベースで言えば、この額になります。

○永渕委員

一応確認ですけど、ほかの応募団体の2、3、4もこれと同等の金額をちょっと教えてもらっていいですか。口頭でお願いします。

○宮崎文化振興課長

同じ資料の2ページの応募団体2のところですね。これも支出のところに、ちょっと表現が違いますが、自主文化事業費450万円です。

応募団体3は、これは2つに分かれているんですけども、支出の中の文化ホールイベント事業費200万円と、その下に自主事業費876万円、この2つですね。1,076万円です。

応募団体4は、支出の中の下から2番目、文化振興事業費100万円でございます。

○永渕委員

やっぱりですね、この部分が私は非常に納得ができないんですよ。

文化振興を図っていきたいということなんですよね、佐賀市としても。そういう部分で、文化振興財団が出している金額というのは、決してほかの団体と比べても高いわけじゃないんですよ。その団体が今回選ばれているというところが、やっぱり私はどうしてなのかなと。先ほどの説明と話が合ってくるのかなというのが気になるんですけども、ちょっと確認をお願いします。

○宮崎文化振興課長

少し誤解があるのかなと思ってしまったんですけども、今回、文化振興事業を企画できる人材であったり、あるいは舞台操作ができる人材の配置をするためにというふうに、私は申し上げたと思います。

先ほど私が口頭で申し上げたのは、文化振興事業に係る、その事業そのものの金額でありますので、そのものの金額ということではなくて、そういった企画や運営ができる人材の配置ということと、舞台操作ができる専門技術者という意味ですね。そこはちょっとずれがあるのかなと思っていますところですよ。

○白倉委員

関連ですが、この第129号議案の質疑を今から私もちょっとさせていただくんですけども、まず、この委員会において、東与賀文化ホールに関しては指定管理をずっと入れてきたわけですね、今までね。

指定管理の意義、効果というのを端的に、どれとどれとどれというふうに捉えていただけるんですか。

○宮崎文化振興課長

特に文化施設というのは、先ほど文化会館のほうでも説明をさせていただきましたが、専門性とか、特殊性ももちろんありますし、継続性というのも必要になってくるわけです。そういうものも必要になってくる中で、やはり行政でやる場合には、人事異動もありますので、なかなか継続性もありませんし、専門性も培われないというところがあります。指

定管理者であれば、その辺が担保できる部分があるということですね。

それと、もちろんサービスの向上であるとか、経費の節減ということも入ってくるのかなと思っております。

○白倉委員

2つ目の質問として、恐らく行政ではなかなか気づかない部分におけるサービスの向上というのは、確かにいろんなところの指定管理を見ていてあると思うんですね。まちなかの中にも。それは私も大いに評価しますし、それともう1つ、やはり経費の節減というのが大きく、指定管理制度がうたわれたときからあったんですよ。

今回、提示金額を見ても、ほぼ倍に近いところとか、そういうのがありますよね、金額が。佐賀市文化振興財団は約4,200万円、その次が約3,700万円とかいう数値をずっと並べみますとですね。

そこで、もちろん専門性を有する人材配置ができるというのは、大きな要素なんですけど、私自身が従来のこの指定管理を見ていて、例えば、専門的な人材配置をしたいからという意味合いで人件費を要求された経緯があったと思うんですよ。それは御存じだと思うんですよ。

ところが、そういうのが聞き入れてもらえなくて、人数を確保するために嘱託職員にかえたりとか、いろんな努力はされてきていたんですね。

ですから、専門的な人材をつけるのなら、その懐の深さというのは、私は文化振興財団にかなうところはないと思うんですよ。

それで、まずもともとの参考見積もりを文化振興財団からもとられたという事実があるんですが、もちろん工事とか、いろんな設備を整えるとか、そういったときには見積もりをとって参考価格を出すというのは、大いにあります。

ところが、今回は指定管理業務ですよ。かつ、初めてする施設の指定管理業務じゃないんですよ。従来からずっとしてきていたところの指定管理業務で、いろんな問題提起もなされていたところに、文化振興財団の見積もりをとって、かつそれに近い金額を専門性の提示で一応決まってというのが、私には非常に不自然に感じられるんです。正直に、ストレートに言いましたら。

というのは、文化振興財団というのは佐賀市がつくった財団ですからね。そういった意味で、そのルートをずっと考えると、非常に不公平感を覚えるんです。もともとの見積もりの時点から。その辺はどう考えておられますでしょうか。

○宮崎文化振興課長

見積もりに関して、まず申し上げますけれども、これについては文化振興財団だけの見積もりを参考にしたわけではありません。議案質疑のときも答弁しておりますけれども、こことは別に、ほかの自治体で文化施設の指定管理の経験があるところにも見積もりをとっています。

それで、文化振興財団とそちらの法人のほうのトータルの金額が大差なかったわけです。私どもが今回の4,100万円という上限額を設定するに当たっては、この2つの団体の見積もり及び今までの実績——実績というのは、今の指定管理者の実績も参考にしながら。

実績といいますのは、例えば保守点検なんかをどれぐらいかかるかというのは、ちょっとわからない部分もありますので、そういった部分は今までの実績を参考にしながら積み上げて出したものでございます。

それから、不公平というふうにおっしゃったんですけれども、今回は——今までのことはちょっと置いて、今までのこともいいんですが、今回は4,100万円という中で自由に提案をしてくださいという内容でございます。

ですので、この社会教育部8の2ページ、3ページの収支計画を見ていただきますと、確かに応募団体4は極端に低い、これは今の指定管理者よりも低い額になっていますので、やはりこれは逆に審査委員会の中でも、どうなのかと、本当にこの額でできるのかということもあって、ちょっと評価が低くなったところがあるのかなと思いますが、応募団体2と3ですね、特に2なんかは、支出のところだけを見ていただくと、文化振興財団とそれほど大きく変わりはないですね。

ただ、収入のほうに応募団体2のほうが入収を高く上げているので、差し引きの指定管理料はちょっと差が出ているというところがございますが、不公平という感じは持っておりません。同じ条件下で、今回は提案をしていただいたということです。

○村岡委員

この4団体の収支計画書を資料で出していただいていますけれども、さっき言われたような維持管理経費を同じような項目で見比べたときに、財団のほうは318万円、応募団体2のほうは1,384万円、応募団体3は647万円、応募団体4のところは578万円と。財団が一番少ないような感じになっているんですけども、その下に機械設備等保守点検業務というのがまた別で上げられているんですけども、これはほかにはないんですね。これは何か特別なあれがあるんですか。この金額って結構大きいので、全体の金額に影響があるかと思うんですけど、まずこの内容を教えていただけますか。

○宮崎文化振興課長

財団のほうは、わざわざ施設維持管理経費と機械設備等保守点検業務というふうに分けておられるんですけども、機械設備等保守点検のほうは、東与賀文化ホールにあるさまざまな舞台機構とか照明とか音響とか、そういったものの保守点検関係、それと、先ほどからちょっと話をしております舞台操作の専門技術員の配置というところが一番大きい額として入っています。

ほかの2、3、4は、その舞台操作の技術者の委託なども含めて施設維持管理経費のところに入れて出されているということです。もちろん、その配置がなかったところもあります。

○村岡委員

配置がなかったというのは。

○宮崎文化振興課長

③と④は、入っていないですね。

○村岡委員

ちょっと順番が逆になったんですけど、まずは前提として、今回の議案質疑でも出ましたとおり、東与賀文化ホールの位置づけというのが、当初は佐賀市南部地域というところから市内のというように範囲が広がって、文化の面をより強く打ち出された形で募集をされたかと思うんです。

先ほど課長のほうから、前回までの募集要項と大きく変わった点として五、六点出していただいたんですけども、特に今までやっていたところもそうなんですけども、方向性を明確に位置づけて募集をかけられた以上、例えば、従来までとの変更点がこういう点ですよということも、ちゃんと募集团体全部に浸透がなされていたかどうか。

それを踏まえた上で計画書を出されるわけですから、反映がちゃんとなされているかどうかで金額が大きく変わってくると思うんですけど、まず、その説明がなされたかどうかというところを教えてください。

○宮崎文化振興課長

この募集要項については、別途、現地見学も含めて説明会を開催しておりますし、そのときに募集要項の内容は説明をしておりますし、今回金額が上がったことについても、佐賀市としてはこういう意図ですと、また、今現在の課題がこういうところにありますと。やはり、利用できる日がかなり少なくなっているというように佐賀市としては課題に思っているの、こういう金額にしていますと。市民会館が休館するという状況の中で、やはり有効活用が必要なのでという御説明はしております。

○村岡委員

当然、変更点を認識された上で募集のほうに臨まれているかと思うんですけども、そういうところで言うと、前回までの指定管理の目的から大きく変わった点というところが、審査の結果に大きく影響が出たというふうに捉えてよろしいわけですか。

○宮崎文化振興課長

それが大きいかどうか、審査委員がどういうふうに捉えられたかというのは、ちょっとわからないんですけども、もちろん審査委員には佐賀市としてはこういう課題を持っていますということは、審査委員会のプレゼンテーションが始まる前に御説明しましたので、そういう観点で見いただいていると思いますが、おのおの委員がどういう観点で採点をされたかというのはちょっとわかりません。

少なくとも一応評価項目を上げていますので、それに沿って採点をしていただいたものと思います。

○高柳委員

今現在、法人のさが市民活動サポートセンターというところがされてますよね。来年の3月で市民会館が終わります。今現在の委託管理者というのがこの財団ですよ。

この財団の人員構成、今現在何名ぐらいで運営されているのか、ちょっと先にそれをお聞かせください。

○宮崎文化振興課長

文化振興財団のほうは、プロパー職員が10名と、今は常務理事が事務局長ということになっていますので、そこまで入れると11名。あと臨時職員、日々雇用職員が6名でございます。

○高柳委員

現在、市民会館の駐車場も含んでいますよね。今回、東与賀のほうも駐車場等も当然あるかと思いますが、市民会館で今雇用されている財団の方は何名でしょうか。

○宮崎文化振興課長

先ほど申し上げた中で、市民会館はプロパー職員が2人と臨時職員3人でございます。

○高柳委員

その方たちの雇用が来年4月以降なくなるということを加味されながら、東与賀の施設の中身の考慮といえますか、そういうのは一切ないと信じてよろしいでしょうか。

○宮崎文化振興課長

積算する際にそれを考慮して積算をしたわけではありません。

ただ、もちろん議員がおっしゃるように、市民会館が休館となれば、その職員たちの処遇——臨時職員は別として——プロパー職員2名についてはその処遇ということはもちろんあります。

それは財団のほうと話をしております、最終的には財団のほうはどうするかというか、東与賀のほうに応募をするかどうかというのかなり迷われていたみたいですが、最終的には東与賀に応募して、今回その2人の雇用を守るという方法をとられたのだと思います。それは財団の判断でございまして、私どもがそうしなさいと言ったわけではありません。

○高柳委員

市民会館の行事等にかかわる、それと並行するような施設に準ずるといような回答をきのうされてたんですが、当然、照明、音声、そういうもの以外に何か施設を改良するような計画等が今現在ありますか。

○宮崎文化振興課長

まず、市民会館に準ずるといことは無いと思います。

ただ、市民会館が休館するという中で、今ある施設、来年度以降残る施設——文化会館

であったり東与賀文化ホール——を有効に使う必要があるということは申し上げたところですが、実際、市民会館と東与賀文化ホールは席数も全然違います。だから、準ずるといふふうにはちょっとならないのかなと思っています。ただ、今より有効に使えるようにしたいなというところですね。

改修の計画等は、現時点では東与賀文化ホールについてはございません。

○江頭委員

永渕委員の質問の延長で申しわけないんですけどね、今、永渕委員が指摘されてから、ここでゆっくり自主事業費——ここに計画書の応募団体のですね——というこれは、きょう出された社会教育部10の5ページの文化振興事業の実施という部分に関連するものとして捉えていいわけですか。まず、それをお願いします。

○宮崎文化振興課長

はい、委員がおっしゃるとおりでございます。

○江頭委員

そうすると、今回、文化振興財団のほうは69万3,000円、それと、応募団体2が450万円、片や応募団体3は1,000万円ですよね。この開きの中で、社会教育部8の審査結果の中の、多分これは大きな3番の評価だと思うんですよね。余り変わりません、評価はほとんど。応募団体2が3番のあのワークショップのところの評価が2ポイント、いい評価がされているんですけど、文化振興事業の実施に、こんなに金額の開きがあるということに対して、素人ながら何か納得いかないんです。

余りに資料が多過ぎて、やっときょう今ここで見ている部分で、私も質問するのにもうちちょっと内容を具体的に詰めないといけないけど、納得できないんですよね、この金額と評価。そして、市が出している自主事業ということの意味合いとですね。この辺を担当としてどういうふうを考えられたか、その説明をお願いします。

○宮崎文化振興課長

確かに、金額のことにつきましては、審査委員会の中でも話題になりましたというか、最終結果が出てからの話ですが、文化振興財団は文化振興事業のほうにもう少し予算を割いてやるべきだというような意見は出ました。それはもう間違いありません。

ただ、この点数のことを言いますと、これもそれぞれ委員が点数をつけられたものの積み上げでありますので、何とも言えませんけれども、プレゼンテーションの後の質疑のところをちょっと思い出しながら考えてみますと、まず、この文化振興事業については金額で見ているわけじゃなくて中身で見ているということになるわけなんですけれども、応募団体2はすごく数多く上げられ、逆に物すごく数が多過ぎて、これは本当にやれるのかとか、中央の有名な人を連れてきます的なものが多かったり、あるいは、単に受け身で聞くだけのものではなくて、ワークショップなどもやってくださいとしていたんですが、そういうところが余り見えなかったということですね。

③のほうはすごい大きな金額になっているんですが、それに対して収入が非常に少ないというところで、先ほどの募集要項の中に収入の確保にも努めてくださいねというふうに書いているわけですね。文化振興事業をやりますと、それに対して、とんとんにしてくださいとは言っていませんけれども、収入の確保にも努めてくださいと書いているんですが、自主文化事業の支出に対して収入が余りにも少な過ぎるんじゃないかという話が出たりはしていました。

④については、ちょっと内容的に音楽とか、音楽の中でもポップス系に偏っていたというようなところがあって、いろんな要素でもってこういった点数になっているのかなと思います。

確かに議論の中でもですね、ソフト事業である文化振興事業の評価が一番高かったのは応募団体2であることは間違いありません。

○江頭委員

佐賀市民会館が休館になる、その代替的な施設としてというところや、今までの南部地域だけじゃなくて佐賀市全体の文化施設としての取り組みというのであれば、今回の文化振興財団の自主事業費の組み方にしても、考え方にしても、文化振興事業の推進に対して余りにも積極的じゃない、金額的に見てですね。プレゼンがどういう内容であったかはわかりません。でも、私たちがこの資料で評価する上においては、議案質疑でもあったんですけど、そのときの答弁でも、市民会館を補填する施設として考えるという割には自主事業の部分がいかにもひっかかるなと思って今回質問したんですけど。この部分はこういう結果が出たとしても、そのあたりは文化振興財団の方に、もっと積極的に自主事業を進めるようにということはやはり言うべきじゃないかなと思うんですけども。

○宮崎文化振興課長

まず、現在、市民会館のほうで文化振興財団がやっている自主文化事業というのは、数としては非常に少ないです。ほとんどが文化会館でやっています。あとは、最近は浪漫座とか、そういうところでもやるようになってはいますが、市民会館としては年間2つとか、それぐらいしかないわけですね。

そうはいいまして、先ほどもちょっと言いましたけれども、今回の69万3,000円ということに対しては、委員の方からももうちょっとねという話がありました。内定しましたという結果を出したときに、財団のほうには、審査委員からこういう意見がありました、そこは見直しをしてくださいということを行っていますので、これが議決をいただければの話ですが、来年度以降の事業計画をつくっていくことになりますので、その中でそういった御意見を反映させていくと。

先日、今後どうするつもりかということでちょっと話をしたところ、例えば、地域創造とか自主総合センターとか、そういった補助メニューがありますので、そういうのもうまく活用しながら、少し膨らませていくことを考えたいというふうに言っておりました。

それともう1つ、市民会館の代替施設という考え方ですけれども、言ったように自主文化事業自体はそんなにたくさんはやっていないわけなんですよ、市民会館ではですね。ただ、場の問題ですね、場がなくなるということがありますので、実際、市民会館では、発表会ですとか、学校とか社会人の団体の練習会場として非常によく使われていますので、そういった場である市民会館がなくなるということで、少しでも東与賀のほうで対応できるようにしたいと。そのために、専門技術者を置いてとかということで、利用できる日をふやしたい、そういった意図でございます。

○白倉委員

先ほどから質問も出ているし、私も出しましたが、まず、透明性において、やはり私はいささかの疑義を持つんです、委員の一人として。

その理由としては、まず、今までずっと指定管理で任されていた施設に関して、新たな指定管理の施設ならともかく、従来ずっと指定管理でやってきているのに、いろんな設備とか規模とか、それであれしたいというのはわかりますよ。

ただ、佐賀市がつくった財団にも見積もりをまずとらせたということが1つ。他の自治体に問い合わせるとか、その辺で私は十分だと思うんですよ。まずとらせたということが1つ。

それと、その財団自体が、市がつくった財団であるということが2つ目。

それと3つ目が、ちょうど市民会館が休館になる時期であって、その人材にもいろいろと財団は苦慮されていると思うんですね。それは財団の問題であるとは言われますが、しかし、この財団は佐賀市がつくった財団です。

そういった経緯を踏まえて、結果的には点数が一番高いんですよ。ですから、これから言われると、多いところに指定したらいいんですよ。

ところが、この中に、例えば、大きく開きが出ている理由として、団体の財務状況は健全かとか、運営基盤は十分であるのかとか、経験が高い活動実績があるかとか、この辺なんか財団に勝つところはないですよ、はっきり言って。それはどこの団体が応募してきても、佐賀市がつくって、また、佐賀市の職員を入れているこの財団にかなうところは、私はないと思いますよ。

そういった意味で、これは出来レースじゃなかったの——ちょっと乱暴な言葉を使いますと——という言葉が聞かれるのは、私は当然だと思うんですよ。その辺に対する見解を、財団をつくった佐賀市として答えてください。

○宮崎文化振興課長

先ほど、評価項目の話をされましたけれども、例えばですが、私が、どうしても財団にとらせたいという意図を持ってであれば、この社会教育部8の評価項目、ローマ数字の5番、管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか。この部分の配点を高くすると思いますが、これは申し上げたように全て5点ずつなんですね。

確かに、委員が言われるように、財団はこの部分はしっかりしていますから、高い得点がとれたということは間違いありませんけれども、やっぱり指定管理を最低でも5年間しただけのためには、この項目を入れないわけにはいかないんですよね。これを明らかに高くしているということであれば話は別ですが、ほかの項目と全く同じようにしているわけで、しかも、実際に項目としては、この部分は実質2項目しかありませんので、特別財団に配慮して、今回の公募要項であったり、設定金額をそのようにしたということではありません。

○白倉委員

今、項目の説明なんですけど、順序立てて言いましたら、まず、参入してくるであろうと想像できる——ちょうど市民会館が休館される時ですから——その財団に対して見積もりを請求した、それは非常に不自然じゃないかと私は思うんです。

先ほどの答弁では、ほかからもとっていますということだけで終わっているでしょ。そういう財団にとらせていると。それが、そもそも市がつくった財団であると。市民会館がちょうどなくなる時だから、正直言って、これはもう出来レースの話じゃなかったのかというふうな疑義が生じて仕方がない条件がそろっていると私は思うんです。

それに対して、見積もりを請求したところから出発して、どう思われるかというのをしっかりと答弁ください。

○宮崎文化振興課長

見積もりを、例えば他の自治体に聞き合わせをするとか、そういったこともちょっと言われたかと思うんですけども、やはり東与賀文化ホールのことをよくわかっているところでない、市外とか県外の文化施設を管理しているところでは、適切な見積もりは出せないと思います。

そういった意味で、財団は東与賀文化ホールで自主事業をしたこともありますし、もう一つのところも市内の業者ですので、ある程度、東与賀文化ホールのことわかっているという前提で、この2社から見積もりをとったわけです。

どう言ったらいいかわかりませんが、特別、佐賀市がつくった財団であるから、それが不公平であるとか、そういったふうには思っておりません。

○永渕委員

冒頭質問してから、いろいろと皆さんの意見を聞いて、私もやっぱりまだ納得できていないところがあるんですけど、佐賀市が出している指定管理者制度の冊子も読ませていただいていますけど、民間の活用ということが前提ですよ、まずは。

そういうところで、例えば、それは当たり前と言われるかもしれないけど、審査委員にしても、佐賀市の社会教育部長と東与賀支所長のお二人が入られているというところとかも、いや、それはそうって言われたらそれまでかもしれない。東与賀のことを知っている方として、社会教育部門として1人いなくちゃいけないということで、2人を入れないとい

けない。

しかし、財団がコンペに入ってくるという経緯を考えたら、そういう審査委員に関しても、今後はやっぱりいろいろと論議をして、そういうことが本当に正しいのかということも僕は考えるべきではないかなというのが1点と、もう1つは、1つのこういう財団がとられたら、舞台装置の話をされるけど、そういうことをされている会社の方が入られると思います。財団の方が、自分で舞台のどんちょうを上げたり下げたりしていると私は感じていないので、どなたかそういう専門の業者が入られると思います。

でも、例えば文化会館であり、東与賀文化ホールというところは、多分、同じ会社がやるということになると思うんですよね。そうしたときに、それも、ちょっとした職人の世界であるかもしれないんです、ああいう舞台芸術のこととかはですね。そういう部分で、やっぱり佐賀市の中で地元の舞台芸術のそういうことをやる、そういう人材を育てていくことを考えたときに、さっき言ったような民間活用、どこかでやっぱり任せてみようかなという感じになっていくことが僕は重要じゃないかなと思います。

今回の件に関しては、法律上の問題はなかったということになるかもしれないけれど、私は、やっぱりそこら辺をしっかりと考えていく必要があった部分じゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○宮崎文化振興課長

まず、審査委員のことをございますけれども、通常、指定管理選定委員会の審査委員というのは、必ず内部委員を入れるようにしています。

それで、社会教育部長がという話がありましたけれども、こういうコンペで選定をする場合には、その団体の関係者——関係者というのをどこまで関係者というかなんですが、その団体の役員、そういう方は外すということにしております。そういった観点で、社会教育部長が財団の理事であるとか、そういうことではありませんので、問題ないと思って今回は入れております。

それと、ほかの4名の方については、見ていただいてもわかるんですけども、文化連盟の方とか、新聞社の方とか、そういう方が4名はいらっしゃるところで、内部委員が2人いるから、その委員の得点でこういうふうになったとか、そういうことではないと。きょうは審査員ごとの点数を出しておりませんので、ちょっとわかりづらいんですけども、今回の6名の委員の中で、この文化振興財団以外が一番高い得点になったのはお一人だけでした。ほかの委員については、差が大きい小さいはあったんですけども、全て①の文化振興財団が一番高い得点というふうになっております。

それから、舞台芸術の専門技術者を育成すると、そういったところで民間活用という話がありましたけれども、今までの団体もそういった意味では本来の専門技術者でない方が舞台操作などをされていたわけです。それも育成じゃないかと言われればあれですけども、それでこれまでうまく回ってこなかったという事実があるわけなんですね。ここは

しっかりと専門技術者の方を入れたいと。この専門技術者も委託をするんですけども、民間企業の方ですので、それは民間活用ということになるのではないかと思います。

○福井委員

この4つの団体の支出の見積もりを見ると、断トツで人件費が高いのは今回落札した文化振興財団の2,100万円。次のものと比べても650万円ぐらいの差が出ているんですよ。私は、ここは一体何だったのかなというのが素朴な疑問です。

それがまず1点と、自主事業のことも確かにひっかかりました。そして、収入もそういうことで、従来の実績ということではあるんですけども、差し引いて、募集要項の中に大体これぐらいの金額ですもんねというふうにして出したものが、それにふさわしい金額として出ているので、こういう疑問が出てくるということになると思うんです。

まず、その人件費のことで、それからもう1つは、当初の見積もりはこうだけれども、利用料金を上げることによって差額が出た場合や、請け負った文化振興財団が努力をすることによって収益が上がれば、その差額しか払わないと、こういうことで理解していいわけですね。ちょっとこの2点だけ。

○宮崎文化振興課長

1点目の人件費のことですが、なぜ人件費が一番高いところが選定されたのかということとでよろしいですか、お答えは。

○福井委員

だから、その中身はどういうふうに理解をされていますかということです。そこが選定されたのはなぜかではないです。そこはどういうふうに理解されていますか。他の団体に比べて断トツに高いのはなぜかと。

○宮崎文化振興課長

確かに財団は佐賀市職員並みというか、少し低いということみたいですけども、人件費はそういうことで一番高いということでございます。

ただ、ほかのところは1,500万円ぐらい、応募団体4に至っては1,000万円というところなんですけれども、これについては、委員会の中でも話は出ておりました。確かにちょっと財団は高過ぎるねという意見ももちろん出ましたけれども、逆に言うと、今の指定管理者もそうです。NPO法人なので、今の指定管理者がですね。委員も御存じと思いますが、NPO法人というのは非常に給与水準が全国的にも低いです。どこのNPO法人もそうなんです。

それでいいのかという話はもちろんあると思いますし、民間企業も今回応募されていますけれども、非常に低い金額で出されていて、審査委員からは、これだけの事業をするのにこの金額で本当に大丈夫なんですかという話もあったりしました。

結局は、指定管理で価格競争でないとはいえ、やはりそれぞれ応募団体はできる限り低い金額で出してこようとするわけです。ところが、やっぱりその人件費を低くすることが、

極端に言えば安全性の確保もできなくなるとか、削るのはどこなのかという話になってくるわけですね。アルバイトばかりにしてみたり、あるいは、これも委員会を出ていましたけれども、経費を節減しないといけないから、本当は冷暖房を入れないといけないけれどもちょっと入れませんか、そういうサービスの低下につながってくるということもあるので、余り価格競争ということはなじまないということと、人件費についてはやっぱり安いところが必ずしもいいというわけじゃないし、せっかく4,100万円という上限額を設定しているわけですから、その範囲内で積算をしていただければよかったのかなというふうに思います。

○福井委員

もう一つの収入の分については、大体これはもう横並びですねということですか。ちょっと確認。

○宮崎文化振興課長

収入については、ここに出されている財団で言えば499万円ですが、これより利用料金収入が高くなったら、その差額の分しか出さないのかということですが、それはそうではありません。一旦4,180万円と決めたら、どんなに利用料金収入が上がっても、指定管理料を下げるということはありません。

○福井委員

私自身がちょっと懸念するのは、市民会館の代替みたいな頭で臨んでいらっしゃるのかと思ったら、決してそうではありませんというふうなニュアンスのことをちょっと言われましたよね。

必要がある部分については何とか対応していくというふうなことを言われたんだけど、この文化事業をやっていく上では、やっぱり一方においては市民会館をどうするかという大きな問題があって、しかし、東与賀文化ホールをそれに対応できるようなことで対応していかなどいかなどという両にらみで当然やっていくことになると思うんですけど、そういうふうなことをやったときに、やはり今回、何でこの問題がこれだけいろんな委員から疑問が出ているかということ、やっぱり文化振興財団ありきではないのかという懸念があると。委託料を一番高く見積もっている。しかもその金額も募集要項に一番近い金額になっている。そういうふうなことがあって問題になってきていると思うので、だから我々もこの全体的な中身において瑕疵があるのかということになってくると、瑕疵という問題はないかもしれないと。

ただ、いろんなことを見た場合に、議論があったという部分においては、自主事業についての努力はどうなのかなど。そんなのは、後で話されたって実はおかしいんです、本当はね。委員の中でそういう話があるかもしれんけど、それを時点の段階でどう評価して対応するか。やっぱり自主事業が少ないのだから、それを努力していることについてのほうをもっと評価すべきではないかみたいなことを委員の中で議論されて、点数だけで最終的

にはひっかかって、結局は360点を超えたのは文化振興財団だけということになったんで、最終的にはそういう議論の中で一番安全パイを選ばれたのかなという気がするので、こういうものに対応する姿勢については、私はやはりもう少しフレキシブルな議論が必要だったのではないかと思うんです。

そういう部分で、審査員に入っておられた社会教育部長に、その辺の全般的なことについて、今回の議案に対するお考えというのを伺いしておきたいと思います。

○江副社会教育部長

いろいろと御指摘ありがとうございます。

今回のこの文化会館の指定管理、文化会館の本体もそうですけど、非常に私自身いろんなことを考えながら、この案件に臨んできた次第です。

財団の置かれた位置づけも当然知っております。しかし、今まで課長が答弁したとおり、この審査については、財団ありきでやったわけでは決してないというのは事実でございます。そういった意味では5年前にいろんな議論を受けた部分——財団とのあり方ですね——で一定のこちらの考えの整理もしてきたところです。

端的に申し上げますと、部長である私は4月から財団の理事から外れております。ということは、なあなあというか、そういった出来合いのことは避けるべきだというふうな議員の方々の御意見があった結果だと思っております。そういった意味で、逆に今回は審査のほうに私は入っております。

ただ、その中では、あくまでも財団は一応募団体であるという意識を持って臨んでおります。

評価項目については、これだけの項目でもって、各委員が本当にヒアリングをしながら、あるいは意見を交わしながら、それぞれの委員が出した結果だと思っております。手続上の問題は何らないと思っております。

ただ、やり方については、疑義があったのは事実でございますけれども、私としては、その見積もりをとるにしても財団だけの見積もりをとったわけでもございませぬし、民間のほうの資料も参考にしながら積算をしたわけです。手続上には、全然瑕疵がないと思っております。

先ほど、福井委員あるいは江頭委員から言われました。ただ、この財団の運営に当たっては、我々と密接な関係がございます。そういった意味では、この審査の結果を受けて、各委員のほうからもいろんな意見がございました。先ほどの経費の分配にしても、人件費が高いんじゃないとか、あるいはもっと営業努力をすべきじゃないとか、そういった意見もございました。そういった意見を踏まえて、今後、仮に財団が指定管理者に決定するにしても、私としては財団に対してはしっかりとその経営努力だったり、やり方の工夫についてはしっかりと伝えていきたいなと思っております。

もう1つは、東与賀文化ホールは稼働率が40%とやっぱり低いです。いかに東与賀文化

ホールを多くの利用者に使ってもらおうかというのが一義的です。その中にはもちろん市民会館が閉館になるということも加味されますけど、そういった意味では、今後とも指定管理者に対しては、我々の立場としては、きちんとした運営ができるような形の意見は継続して申し述べていきたいというふうに思っております。以上です。

○松永憲明副委員長

僕は、財団がこれまでに蓄積されたノウハウというものを十分に生かすために、この東与賀文化ホールの指定管理に当たられるというのは別に問題だとは思っていません。いいことだと思っております。

ただ、市民会館が休館になることによって本当にそこに流れていくのかどうかということが一番心配なんです。ですから、その仕掛けをしっかりとしないと、今までいろんな議論があった中で、それが生かされてこないというふうに思うんですね。

先ほど部長のほうからは、稼働率が40%と低いという話でありましたので、これをどう高めていくか、それから、東与賀文化ホールの認知度をどう高めていくのか、また、ラムサール条約登録の東よか干潟あたり等ともリンクしながらどう仕掛けをするのか、いろんな幅広い考え方の中で会館の利活用を図っていかなくちゃならないんじゃないかなと思うんです。

そういった点で、非常に大きな課題が残っていると思いますので、一層の努力をお願いをしたいなと思っております。

○重松委員長

答弁はいいですか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

○村岡委員

今、稼働率を上げるためにという部分と市民会館との関係ということで言われましたけれども、それとちょっと裏表な部分にもなるんですけども、今まで東与賀などの南部地域中心ということで、基本的には東与賀の方を中心に御利用いただいていた部分というのが多々あると思います。

旧町村には町ごとの文化連盟とかがありますが、そういった活動団体の方の利用の場というのも逆にいうと確保していただきたいなという点もあります。やっぱり少ない人員で一生懸命地元で活動してもらっている文化連盟の方とかもいらっしゃいますので。そういった中で、きのうの議案質疑でも、市民会館からの流れがあったとしても現在の稼働率が少ないから稼働率を上げる体制にすれば影響はないというような御答弁があったかと思っておりますけども、そういった中で、地元の方への配慮という部分もしっかりと考慮していただくような視点というのも外さないでいただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○宮崎文化振興課長

今回の選定委員会の中で、東与賀のことをよく知っている方も——文化連盟の支部長もそうですが、元東与賀中学校の校長先生だった方とか、結構地元のことを知っている方が入っていらっしやいましたので、審査委員会の中でも、やはり財団だったら文化会館と同じやり方を東与賀に持ってくるだけではだめだろうと。そこはきっちりやってください、地域密着型でやってほしいというような注文もついているところでございます。

ですので、財団のほうともちょっと話をしましたけれども、もし議決をいただいて指定管理者となれば、まずは地元のほうを回っていただくとか、そういったことで、今までの指定管理者とかかわるわけですから、地元の方にもまず知っていただいて、配慮した形で管理運営ができるように努めたいというふうに言っておりますので、市のほうとしてもそういったふうに指導していきたいと考えております。

○重松委員長

よろしいですね。

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で第128号及び第129号議案の審査を終わります。

では引き続き、お疲れだと思いますけども、第103号議案を審査いたしたいと思っております。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第103号議案 平成27年度佐賀市一般会計補正予算（第4号）中、第1条（第1表）歳出第10款関係分 説明

○重松委員長

ただいま執行部より第103号議案の説明がございましたけれども、この議案について何か委員の皆さんから御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけども。

（「ない」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で社会教育部に関する議案の審査を終了いたします。

社会教育部の職員は退席いただいて結構でございます。大変お疲れさまでした。

◎執行部退室

○重松委員長

皆さんにお諮りいたします。

保健福祉部が残っていますけども、ちょっと昼を超しますので、ここで休憩をいたしたいと思っております。再開を1時から始めますので、それまで暫時休憩です。

◎午前11時42分～午後1時00分 休憩

○重松委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたしたいと思っております。

保健福祉部の議案審査に入ります。

まず、第111号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第111号議案 佐賀市保健センター条例及び佐賀市公民館条例の一部を改正する条例
説明

○重松委員長

ただいま健康づくり課のほうから第111号議案の説明がございましたけども、この議案について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思いますけども。

○村岡委員

大和と諸富の保健センターの廃止ということで、大和の健康管理センターの代替は支所内で行うという御説明がありましたけども、健康管理センターで行っていた事業は、全て支所内に移れるようになっているのでしょうか。

○百崎健康づくり課長

保健事業に限った話でいたしますと、成人の支所健診、それと母子保健推進員の活動の拠点という部分がございます。その部分につきましては、支所の会議室、空きスペース等を活用して継続してやりたいということで考えているところでございます。以上です。

○村岡委員

センターが3月31日で廃止されるということですけども、それまでに十分間に合うような段取りになっていますか。何か問題点はなかったでしょうか。

○百崎健康づくり課長

現在、支所の総務課、管財課等々と調整をしておるところですけど、4月1日には間に合うような形で、事業に支障がない形で対応していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○村岡委員

健康センターは各支所ある中で、精査されて大和と諸富を廃止するというふうに決定されたかと思うんですけども、残りの支所は引き続き必要で、今後もずっと継続して使用していくということでしょうか。

それとも当然建物の状況等もありますから、ほかの支所管内にあるものについて、何か方向性というか、見通しが立っていれば教えていただきたいと思います。

○百崎健康づくり課長

今、御質問がありましたほかの保健センターの部分でございますけど、先ほど冒頭の説明の中でも説明いたしましたけど、7支所にそれぞれ保健センター——一部、トレーニングルームみたいのところも富士はございますけども——がございます。

その全てについて、先ほどお話ししたように、保健事業の実施状況、それと施設の状態——大規模改修が必要かどうか——利用状況、それと近隣の公共施設等の設置状況、その辺を踏まえて、あり方について検討しております。今のところ、早急にこの2つについて対応するというので、今後、引き続き、ほかの支所につきましても、未来永劫残すということではなくて、そこの検討については継続をしていきたいと考えているところでござ

ざいます。以上でございます。

○村岡委員

大和の地元のほうからお話を伺ったんですけども、健康管理センターで行っているのは、おっしゃったとおり保健事業の成人健診とか、それとあと子育ての部分で母子推進員がやっておられる活動、非常に活発にされている関係で、やはり建物が使えない、廃止ということになって、しっかり次の場所をとという部分、やはり継続して使用されていかないと意味がないところでもありますし、また大和は地域的なものですが、未就学児がほかと比べても多いというような話も聞いていますので、しっかりそういった方に配慮されるような形で、間違いなく途切れない形で使用ができるような方向で進めていただきたいという、心配な部分がありますので、もう一度その点、大丈夫でしょうか。

○百崎健康づくり課長

先ほども申しましたが、それぞれやっている市の事業もございまして、そこについては支障がないような形で対応していきたいと考えております。

○江頭委員

保健センターの考え方ですが、説明を聞いていると、要するに今、支所の空き部屋もあるんだから、そういうところでいいですよ。ほとんど成人健診と乳幼児の健康相談だということで、大和だってきちとした一戸建ての部分なんですよ、2階建てのあるやつでしょう。そこが老朽化しているからということで今回もう廃止するんだと。実際その保健センターの役割というものを、その先ないみたいにしかならないんですよ、どこでもやれるみたいな。大和だって保健センターを、何のために一戸建てのあいうものを建てたかと。もう今は時代的に違うんだよというんだったらこの廃止もわかるんですよ。今言ったように成人健診と乳幼児相談ぐらいしかしていないんだからと。

諸富の場合は、確かに公民館の中に入っていますので、非常に使い勝手が悪いことは私もわかっていて、これは何とかしなくちゃいけないというのは合併前から話があったから、その辺はわかるんですが、大和の場合を考えたらね、そうしたら大和の残った老朽化した建物はどうするんだという話になるんですよ。多分跡地活用はいろいろと論議を呼ぶから、大体が12月議会の中で出すというような話を聞いていたから、これと一緒にだったのかなと思ったんですけど、出てこないもんだからあれなんですけどね。

実際、保健センターの役割をどう考えられているのか、その辺の説明をまずお願いします。

○百崎健康づくり課長

保健センターにつきましては、健康づくりの拠点という位置づけをしております。

合併前につきましては、それぞれの保健センターに職員がいてとか、そういう形でやっておりましたけれども、例えば保健師などの専門職の職員自体も支所のほうに移って、そちらのほうで母子手帳の発行であったり、それぞれの事業をやって、保健センターでやっ

ていた事業が今移行しているという事実がございます。

保健センターを今どのように使っているかということ、先ほども御説明申しましたように、大人の健診であったり、乳幼児相談であったり——今、大和の話だけをしておりますけど——母子保健推進員の活動の拠点だったり、そういう形で使っておりますことから、今のところ、あの施設がなければ保健事業を継続できないということではございませんので、保健事業についてはしっかりやっていきたいと思っております。建物がなければ保健事業ができないというような状況ではないということで認識はしておるところでございます。

○江頭委員

だから、要するに今言われた事業の拠点というのは庁舎内とかそういうところではできないから、これから先、保健センターの一戸建てみたいなものは必要ないんだよねと。だから廃止的な形でも構わないでしょということまで理解していいんでしょうか。

○百崎健康づくり課長

機能的な話だけをさせていただきますと、今、江頭委員がおっしゃったような形で、場所が絶対的に必要だというふうな状況ではございませんので、今の利用状況等もございませうけど、その辺を踏まえて、判断、検討していくということでございます。

○江頭委員

ただ、ちょっと大和の場合を調べると、その中で子育て事業もされていたという話を聞くんですね。その辺が若干違うんですけど、ただ、こういう事業、子育て事業なんかは特にそうなんですけど、やっぱりこの辺の部分は検討の余地があると思うんですね。

諸富の例を出すと、合併前から子育ての事業をするところがどっかないかというときに、産業振興会館をとにかく有効利用しようよという話になって、産業振興会館の一角に子育て広場をつくる、それと図書館をつくらうとしたら、その場に就学前の子どもを連れてくる母親がいろんな方たちとのコミュニケーションをとる場をつくらなくちゃいけない。これがやっぱり必要だよという話もあって……。実際、大和は子育て事業を保健センターの中でやっていたんでしょう。

だから、保健センターの廃止において、そのあたりの整備はやっぱりきちっと考えていくべきだと思うんですけど、その点はいかがですか。

○百崎健康づくり課長

先ほど村岡委員から言われた内容と重なる部分がございますけれども、4月以降、来年度の事業に支障がないように、そこについてはしっかりやっていきたいと思っております。以上でございます。

○田中保健福祉部長

今、委員さんたちのお考えを十分考慮しなければいけないことは我々もわかっています。ただ、合併して7支所それぞれに保健センターというような機関が必要か、建物が必要かということ、現状としてはそういう機能を持った建物にはなっておりません。

昔は、医療機器が幾らか備えてあって、そういうものを置いていなければいけない。それから医者が増えてどうこうとって、いろんなそういうスペースが今となってはちょっと使いにくくなっていますので、やはりそこは今後、今残っている部分については十分検討しなきゃいけない部分があります。ただ、一つ一つ要るということではないと思っています。

佐賀市の場合には、大きくはほほえみ館という保健と福祉の拠点を持っておりますので、やはりここが中心になってきて、そこをうまく使ってやっていくと。

今回の2つについては、できるだけ早急に解決しなきゃならないという問題でしたので、今回はこういうことで上げさせていただいています。

ただ、あと残ったところについては、十分地域で活用されていますので、そこは十分見ながら、今後どうやっていくのかというのはもう少し検討は必要だと思っていますけれども、各支所に1個ずつということではないと思っています。

○重松委員長

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で第111号議案の審査を終わります。

次に、第117号から第123号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第117号議案 佐賀勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について 説明

◎第118号議案 佐賀市休日夜間こども診療所の指定管理者の指定について 説明

◎第119号議案 佐賀市休日歯科診療所の指定管理者の指定について 説明

◎第120号議案 佐賀市巨勢老人福祉センターの指定管理者の指定について 説明

◎第121号議案 佐賀市開成老人福祉センターの指定管理者の指定について 説明

◎第122号議案 佐賀市大和老人福祉センターの指定管理者の指定について 説明

◎第123号議案 佐賀市金立いこいの家の指定管理者の指定について 説明

○重松委員長

ただいま健康づくり課、また、高齢福祉課のほうから第117号から第123号議案の説明がございましたけれども、この案件につきまして委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思いますけれども、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、第117号から第123号議案の審査を終わります。

次に、第103号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第103号議案 平成27年度佐賀市一般会計補正予算(第4号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第4款第1項 説明

○重松委員長

ただいま第103号議案の説明がございましたけれども、この議案について、委員の皆さん

から何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑等もないようでございますので、第103号議案の審査を終わります。

次に、第104号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第104号議案 平成27年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 説明

○重松委員長

ただいま第104号議案の説明がありました。この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、第104号議案の審査を終わります。

次に、第105号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第105号議案 平成27年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号) 説明

○重松委員長

ただいま保険年金課より第105号議案の説明がございましたが、この案件について委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけれども。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでございますので、以上をもちまして、保健福祉部に関する議案の審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室していただいて結構です。どうもお疲れさまでした。

◎執行部退室

○重松委員長

では、委員の皆さんにお伺いいたしますけれども、今回の議案について何か現地視察の御希望はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、現地視察はないということで、よろしく願いしておきます。

それでは、次の委員会は12月14日月曜日午前10時から開会いたします。

以上で本日の文教福祉委員会は終了いたします。